

<令和元年台風第19号> 災害専用フリーダイヤルの開設結果

令和元年台風第19号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

関東管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けており、令和元年11月15日（金）までの間、災害専用のフリーダイヤルを開設いたしましたので、その結果をお知らせいたします。

<開設期間>

令和元年10月25日（金） から 11月15日（金）

【受付時間】 平日：8時30分から17時30分まで、土日・祝休日：9時から16時まで※。

※受付時間外並びに11月9日（土）及び10日（日）は、留守番電話対応。

<受付件数>

49 件（地域別） 千葉県 17 件、埼玉県 13 件、長野県 6 件、栃木県 3 件、群馬県 3 件、茨城県 2 件、神奈川県 2 件、その他 3 件

<主な問合せ等の内訳>

- ・ り災証明書の申請方法について（9 件）
- ・ 被災住宅の応急修理について（4 件）
- ・ 被災者生活再建支援金の受給方法について（3 件）
- ・ 税の減免について（2 件）
- ・ 医療費の免除について（2 件） ※具体例については、別紙参照。

なお、関東管区行政評価局では、以下の方法により、引き続きご相談をお受けしておりますので、どうぞご利用ください。

- 電話・来所による相談受付：平日 8：30～17：30

おこまりならまる まる苦情 110 番

0570-090110

（常設の行政相談専用電話、要通話料。受付時間外は留守番電話対応。）

- インターネットによる相談受付：毎日 24 時間受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付：毎日 24 時間受付

048-600-2336



【照会先】総務省関東管区行政評価局総務行政相談部
首席行政相談官室 松橋、菅野
〒330-9717 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館19階
（電話）048-600-2313 （FAX）048-600-2336

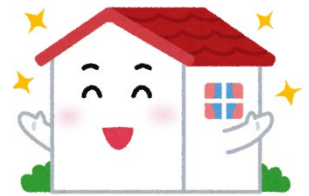
(別紙)

【相談要旨】

台風第 19 号の影響を受け自宅が被災したので、被災証明書の交付申請窓口を教えてください。

【相談要旨】

被災住宅の応急修理とは、どのような制度か。自身で自宅を修理した場合に、その代金を請求できるものなのか教えてください。



【相談要旨】

被災者生活再建支援金を受給するためには、どのような手続・書類が必要なのか教えてください。

【相談要旨】

知人から、今回の台風で被災した方は医療費が免除になると聞いたが、これはどういうことなのか。また、具体について、どこに問い合わせればよいか教えてください。

